

# 第4次朝霞市行政改革大綱

(平成23年度～平成27年度)

平成23年5月

朝 霞 市

# 目 次

I 背景とねらい	1
II 第3次行政改革の成果と検証	2
III 第4次行政改革の主要課題と基本的な方針	6
1 主要課題と基本的な方針	6
2 推進体制と進行管理	8
3 取組手法	9
4 推進期間	9
IV 主な取組項目	10
参考資料	12
朝霞市における行政改革の経緯と展望	12
＜平成21年度 決算に基づく指標＞	13
【健全化判断比率】	14
第4次行政改革大綱の策定経過	15
朝霞市行政改革懇談会委員名簿	16
用語解説	17

# I 背景とねらい

朝霞市では、現在、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする、第4次朝霞市総合振興計画に基づき市政を推進しています。

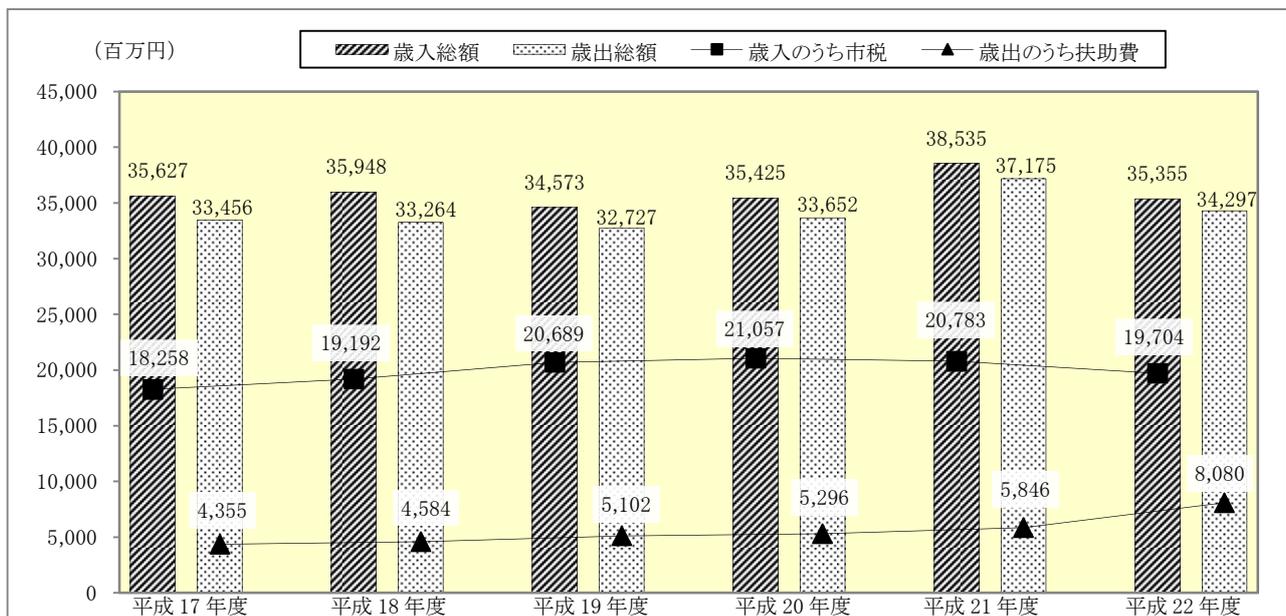
本計画では、「水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞」を将来像として、朝霞市の魅力、すなわち強みである武蔵野の緑や川の景観と、都市としての利便性・安全性がともに備わった質の高い居住環境の形成を目指しています。また、市民の誰もが健康で安心していつまでも住み続けたいと思える地域社会、文化などの地域の資源が最大限に活かされる活気あるまちづくりを進めています。

このような背景のもと、価値観の多様化に伴い市民ニーズも多様化していると同時に、一方では地方自治重視の流れが急速に進展し、行政サービスの質や市民の満足度の向上と健全な財政の維持との両立が求められてきています。第4次総合振興計画前期基本計画（平成18年度～平成22年度）においては、この実現に向けて、行財政改革の推進や情報技術の活用による効率性・利便性の向上を図り、行政評価に基づく施策・事業の推進や民間の活用による効率的で効果的な行財政運営に努めてきました。

さらに、後期基本計画（平成23年度～平成27年度）においては、地方自治を重視する改革に向けた機運の高まりとともに、主権者である市民に最も身近な自治体としての地域的特性を十分に活かし、より自立した行政運営の実現を図ることをねらいとしています。従来の「官」と「民」との関係を変え、行政や市民、地域団体、NPO、企業など地域を構成する各主体が、それぞれの役割と責任のもとに連携し協働しながら公共の分野を担っていくことを機軸としています。一方、長引く景気の低迷は、税収の減少に加え、社会保障関係費等の増加を招くなど市民生活に多大な影響を及ぼしています（表-1）。これまでの健全な財政運営により地方交付税不交付団体となっている朝霞市においても、個々の事務事業の必要性を判断し歳出を抑制しながら、市民サービスを低下させない努力も求められてきています。加えて、これまで高度成長期の好況を背景として整備してきた公共施設に至っては、維持・補修の費用及び耐震診断を受けての工事、さらには建替え等（表-2）を検討する時期に来ていることも考慮し、その費用も今後の市財政に大きな負担となることは避けられない状況下にあります。その上、国有地（大口返還財産）である朝霞基地跡地の整備に関しても、多額の財政負担となる可能性は否定できません。

以上のような現状において、直面する問題・課題の解決を図りながら後期基本計画を推進するため、この大綱を策定し、実りある改革を進めていく必要があります。

表-1 【市税・扶助費の推移（一般会計）】



注1：平成21年度までは決算、平成22年度は決算見込み

注2：棒グラフは、歳入及び歳出の決算。折れ線グラフは、決算に占める市税と扶助費の額

注3：扶助費の財源には、市税等一般財源のほか、国・県からの補助金・負担金などが充てられています。

表－2【主な公共施設の築年数一覧（築20年以上）】

築年数	学校教育	生涯学習	保育園	高齢者福祉	市民センター	庁舎等
40年以上	一小 二小 三小 二中		浜崎			溝沼浄水場 膝折浄水場
30～40年	六小 七小 八小 三中 四中 五中 栄町給食センター	東朝霞公民館 北朝霞公民館 南朝霞公民館 武道館	本町 根岸台 北朝霞 栄町			市役所本館 市民会館 保健センター 内間木支所
20～30年	九小 浜崎給食センター	総合体育館 中央公園野球場 内間木公民館 西朝霞公民館 中央公民館 図書館 溝沼子どもプール	泉水	特別養護老人ホーム（朝光苑）	弁財	朝霞台駅南口地下 自転車駐車場 朝霞台出張所

## II 第3次行政改革の成果と検証

第3次朝霞市行政改革大綱は、およそ1年間の検討を経て平成16年4月に策定し、その後、8か月ほどの期間をかけて具体的な取組項目である実施計画を策定しました。

この実施計画は、当初、平成16年度から18年度までの3年間の取組みとして位置付けましたが、平成17年3月29日付け総務事務次官通知「地方公共団体の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に基づいて修正を加え、平成17年度から平成21年度までの「集中改革プラン」としました。

さらに、平成21年度に、以後朝霞市の総合振興計画と連動した行政改革の推進を図ることを主眼として、実施期間を平成22年度まで延長しています。

市では、この7年間に、51項目の行政改革の取組みについての検討を終えました。その結果44項目について実施し、2項目については平成23年度からの実施に向け準備を進めており、残り5項目については実施の必要性なしと判断しました。集中改革プランの財政的な効果を、決算を終えた平成17年度から平成21年度までの5年間のデータに基づき算出可能な範囲で集計し国に報告した効果額は、16億6千万円余りになります。

このように、朝霞市における第3次行政改革の取組みは、大きな成果を挙げたといえます。しかし、その間、社会経済情勢の変化、国の政権交代とそれに伴う施策の転換など、新たな状況も発生していることから、一部の取組みについては再検討が必要となっており、加えて第3次の取組みでは検討の及ばなかったものについても視野に入れて、第4次の取組みに適切に引継いでいく必要があります。

### 第3次行政改革の成果と検証一覧

達成状況：○実施済み●実施せず

取組項目	目標	達成状況	結果【実績】
<b>1. 組織改革と職員の意識改革…22項目</b>			
<b>1-1 市民ニーズと時代を捉えた組織づくり…10項目</b>			
①サービス改善委員会の設置	サービス改善活動を推進	●既存の制度で対応	—
②機構改革	機構改革の実施	○機構改革 (H19/4月)	—
③総合調整機能の強化	企画課及び総合調整機能の強化	○「政策企画室」新設(H19/4月)	—
④総合窓口化	様々な行政サービスを一つの窓口で提供	○「総合窓口課」新設(H19/4月)	—
⑤担当制・グループ制の導入	事務事業の執行に最も適した組織体制の構築	●責任部署の明確化を期する。	—
⑥プロジェクトチームの活用	P Tの明確な制度化と活用	○P T体制のルール化と活用…P T設置等に関する規程制定(H19/1月)	・定額給付金PT ・未収金対応PT
⑦開庁時間延長と土日開庁	各公共施設の設置目的に応じた開庁日・時間	○朝霞駅前出張所(日曜開庁・木曜20時)、朝霞台出張所(土曜開庁・火曜20時)にて実施	31,300人利用 (3年間、延長・土日利用)
⑧時差勤務制度の活用	時差勤務の制度化・活用	○時間外勤務の抑制と経費削減を図る…職員時差勤務実施要綱制定(H17/7月)	639万円 (5年間の削減額)
⑨共通業務の集中処理	集中処理の実施	○入札契約室設置(H19/4月)	—
⑩定員管理の適正化	H17→H22削減人員 22名	○定員適正化計画に基づく人員削減を実施	2億8,175万円 (5年間の削減額)
<b>1-2 職員の意識改革と人材育成…12項目</b>			
①人材育成計画の策定	計画の整備	○人材育成基本方針制定(H17/12月)	—
②研修の充実	人材育成の推進	○職員研修規程改正(H18/4月)	4年間(H18-21)で 3,638人が研修受講
③自主研究等への支援	自発的な能力開発のための環境整備	○職員自己啓発研修補助金交付要綱制定(H18/4月)	4年間(H18-21)で 98人が制度利用
④昇任試験制度の見直し・希望降任制度の導入	昇任試験制度の見直し希望降任制度の導入	○職員希望降任制度実施要綱制定(H18/4月)、係長級昇任試験科目の見直し(H18/7月)	希望降任制度導入
⑤人事異動制度の見直し	職場の活性化、公務の円滑な執行、職員の適性に応じた人事異動制度の構築	○自己申告制度の見直し(H18/10月)	—
⑥欠員等の人員確保の方法の見直し	派遣職員の制度化、人員の補充方法の整備	●臨時職員登録制度の充実により対応	—
⑦早期退職制度の導入	早期退職制度、退職勧奨制度の活用	●職員の年齢構成バランスが取れており効果が期待できず。	—
⑧退職者の活用	退職者の活用	○職員の再任用選考審査委員会設置要綱制定(H19/6月)、再任用時の格付け方法変更(H22)	再任用職員26人 (4年間)
⑨人事評価システムの導入	人事評価システムの構築	○H18/7月に試行開始 H21年度の能力考課結果は課長級以上職員のH22/4/1昇給に反映H22年度の結果反映は、係長級以上職員まで。	能力向上に結びついたとする意見が4割程度(職員アンケート結果)
⑩公益通報者保護制度の導入	公益通報者保護制度の導入	○職員公益通報実施要綱制定(H18/6月)	公益通報者保護制度導入
⑪職員間における情報共有環境の整備	情報の整備とルール策定	○スタートミーティング開始(H18/7月)、庁内パブリックコメント要領改正(H18/7月)	現在まで継続して実施中
⑫給与の適正化	給与水準の適正化	○給与条例・規則改正(退職時特別昇給の廃止・給与構造改革・特殊勤務手当の見直し)	—
<b>問題点と課題</b>			
<p>組織改革については、導入を行った制度は現在まで継続して実施しており、機能していることから、改革の成果はあったものと考えられる。意識改革、人材育成については時間を要するテーマであり効果は目に見えにくい、人事考課制度に関して職員に実施したアンケートの結果では、能力向上に役立っていることがうかがえる。</p> <p>組織や人材育成は、社会情勢や市民からの要望に応えられるよう対応していくことが必要であり、今後も適切な時期に見直しをしていくよう努めていく。</p>			

取組項目	目標	達成状況	結果【実績】
<b>2. 合理的で健全な行財政運営の推進… 20項目</b>			
<b>2-1 効率的な行政運営の推進… 11項目</b>			
①行政評価制度の導入	行政評価制度の構築	○事務事業評価の本格稼働(H21年度)、施策評価の本格稼働(H22年度)、外部評価委員会の設置(H22年度)	PDCAサイクル*1の徹底に取り組んでいる。
②業務マニュアルの作成	各課業務のマニュアル化の推進	○毎年度のマニュアル作成依頼・整備状況把握	
③IT(情報通信技術)を活用した行政サービスの向上	行政の情報化の総合的、一体的な推進	○電子申請制度運用開始(H18年度)、市政情報課「情報管理係」新設(H19/4月)	
④地理情報システムの導入	地理情報システムの構築	●費用対効果の面から導入中止	—
⑤公の施設の管理運営方法等の見直し	公共施設の利便性の向上、管理経費の縮減	○公の施設の指定管理者制度に関する基本方針の決定(H17/5月)	削減額8,611万円
⑥民間手法の活用、民間委託の推進	行政運営の効率化	○民間委託可能事業の仕分けの実施、指定管理者制度の導入(H19年度)	導入 61施設
⑦民間人の登用	民間人登用制度の導入	○民間人登用制度の導入(H22/9月採用試験から実施)	—
⑧調達、入札、契約制度の見直し	効率的な入札制度、適切な契約方法の導入	○電子入札導入(H18/4月)、「入札契約室」新設(H19/4月)、郵便入札実施(H20/12月)、工事成績評定の活用・長期継続契約制度の導入・要領・指針の改定(H22/4月)	削減額1,018万円
⑨施設管理公社及び土地開発公社の見直し	公社の見直し	○検討を行った。	現行のとおり存続
⑩施設管理台帳と施設保全計画の整備	管理台帳、保全計画の整備	○公共施設台帳作成・公共施設修繕台帳作成(H17年度)、施設保全計画策定・簡易劣化診断調査・簡易耐震診断調査の実施(H18年度)	—
⑪庁内スペースの有効活用	執務環境の整備	○会議室利用に関する運用ルール施行(H17年度)、部長室の廃止(H18年度)	—
<b>2-2 健全な財政運営の推進… 9項目</b>			
①財政計画の策定	財政計画の策定	○中期財政計画策定(H17年度)、財政推計策定(H22年度)	—
②収納の一元管理の実施	納税環境等の整備	○コンビニエンスストアでの収納実施(H17年度) ○市税収納業務一元化(H19/4月)	コンビニ収納 431,843件(4年間)
③企業会計的手法による財政分析の実施	キャッシュフロー計算書*2の作成	○財務書類4表公表(H21年度分)	—
④枠配分予算の導入	枠配分予算の導入	○H23年度予算編成から一部導入	—
⑤旅費の見直し	実態に即した旅費の支給	○職員等の旅費に関する条例改正(H18/4月)	削減額452万円
⑥使用料・手数料の見直し	受益者負担の観点からの使用料、手数料の適正化	○公共施設使用料見直しに関する基本方針策定(H22/7月)、関連条例改正(H22/9月)	H23/4月実施
⑦事務事業費の見直し	事務事業費の削減	○電算システム再構築	削減額(3年間) 4億1,466万円
⑧事務用品や備品の不用品のリサイクル	経費節減	○庁内の共有データに備品等再利用コーナーを設定(H17年度)、事務用品及び備品の再利用に関する運用施行(H18年度)	—
⑨補助金制度の見直し	補助金の整理及び合理化の推進	○補助金制度見直しに関する基本方針策定(H22/7月)	方針に基づき毎年度見直しを行う
<b>問題点と課題</b>			
<p>取組の実績としては、地理情報システムの導入以外は実施することができた。しかし、「合理的で健全な行財政運営の推進」のためには、常に行政運営を見直していくことが必要で、取組項目の中にも、今後も引き続き実施していくことが不可欠な項目があると考えられる。具体的には、2-2⑥使用料・手数料の見直し、⑨補助金制度の見直しに関しては、社会経済状況を踏まえることが肝要であり、引き続き第4次行政改革においても、平成23年度及び平成24年度の動向を把握した上で見直していくべき課題である。</p>			

\*1 PDCA サイクル…PDCA(Plan・Do・Check・Action)とは、それぞれ、計画・実施・点検・改善を表し、業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法のことで、本市では、行政評価制度を導入しており、毎年度の成果測定(Check)と改善(Action)の機能を担わせ、総合振興計画(Plan)と行政評価制度(Check&Action)を両輪としてPDCAサイクルを構築しています。

\*2 キャッシュフロー計算書…キャッシュ(お金)+フロー(流れ)のとおりに、資金の流れを表す計算書類の一つです。本市では、平成21年度分から財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しています。

取組項目	目標	達成状況	結果【実績】
<b>3. 市民と行政をつなぐしくみづくり…9項目</b>			
<b>3-1 開かれた市政の推進…5項目</b>			
①積極的な情報公開の推進	施策の策定段階からの情報提供の実施	○市政の情報提供に関する指針策定(H18/4月)、インターネットによる公開請求受付開始(H19/8月)	—
②広聴制度の充実	広聴制度の充実	○市への意見・要望の制度化(H18/4月)、パブリック・コメント手続実施要綱制定(H18/7月)	パブリック・コメント実施 H23/1月までに31件
③広報紙等の見直し	広報紙の見直し	○広報あさかと生涯学習だよりの一元化	—
④IT(情報通信技術)の活用による市民との協働の推進	市民と行政の情報共有と協働の推進	○市への意見・要望の制度化(H18/4月)	—
⑤監査等の充実	適正な行政運営の推進	○外部監査は調査・検討の結果、導入しない。監査の執行状況は、ホームページの専用スペースで公表	—
<b>3-2 市民参画の推進…4項目</b>			
①協働指針の策定	協働指針の策定	○市民協働指針策定(H21/2月)	—
②市民との協働のための制度の導入	アダプト制度*3の導入	○公園管理実施要綱を制定(H16/8月)し、ボランティア団体との協働で公園・緑地管理を実施(H22/5月末)	団体登録数 6(H17)→18(H21)
③市民活動支援担当・拠点の整備	担当部署・拠点整備による地域市民活動の支援	○地域づくり支援課「NPO支援対策係」新設(H19/4月)、市民活動支援ステーション開設(H19/5月)	市民活動支援ステーション利用団体45団体(月平均)
④審議会等の見直し	幅広い人材の登用及び意見の反映	○審議会等の実態調査・関係課ヒアリングを実施し、市民公募枠の設定を広く実施	審議会等における市民公募枠の設定は28.3%(H17)から30.8%(H21)に拡大
<b>問題点と課題</b>			
開かれた市政を推進していくための努力を重ね、一定の効果はあったものとする。今後も市民との情報共有が行政を推進していく根幹を成すとの認識のもとに、開かれた市政とその上立つ市民参画を進めていくことが必要である。			

効果額：16億6千万円余りの内訳

(万円)

第3次行政改革 推進事項		件数	合計	備考
行政改革 全般(市税収納率の向上)			88,400	
1. 組織改革と職員の意識改革		22	27,105	
1-1	市民ニーズと時代を捉えた組織づくり	10	28,814	
1-2	職員の意識改革と人材育成	12	△1,709	人事考課システム導入経費等
2. 合理的で健全な行政運営の推進		20	50,566	
2-1	効率的な行政運営の推進	11	8,648	行政評価制度導入経費981万円
2-2	健全な財政運営の推進	9	41,918	
3. 市民と行政をつなぐしくみづくり		9	0	
3-1	開かれた市政の推進	5	—	
3-2	市民参画の推進	4	—	
合 計		51	166,071	

\*3 アダプト制度…公共施設の一部の区域・空間を「養子」とみなして、市民等が「里親」となり、「養子」となった部分について責任をもって保守管理していく制度です。本市では、岡、根岸台、宮戸地区等の斜面林の保全や、公園の整備を進めており、これらの緑地や市内の身近な公園を管理していただける団体を募集しています。

### Ⅲ 第4次行政改革の主要課題と基本的な方針

#### 1 主要課題と基本的な方針

##### (1) 行政サービスの選択と集中—行政評価の活用

これからの行政サービスは、長期的な視野で策定した総合振興計画に位置付けられた施策と、これを具体的に推進する事務事業に予算を充てることが重要になります。そのためには、政策主導の予算づくりと、事務事業評価・施策評価に、外部評価を加えて、施策及び事務事業の見直しをP（計画）→D（実施）→C（検証）→A（見直し）のマネジメント・サイクルに基づいて継続的に行う行政評価制度を具体的に機能させることが不可欠です。これにより、施策等の無駄を省き、今までの経済成長し続ける「右肩上がり」の社会から、経済的不安を抱える中で、どのようにして持続可能な行政運営を実現していくか、現実的な選択をしていかななくてはなりません。

そして、限りある財源を有効に活用するためには、施策の重点化—最も必要な施策を選択し、予算をある程度集中的に投資するとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式\*4を積極的に導入していくことが必要となります。

朝霞市では、第3次行政改革の取組として平成19年度から試行的に行政評価制度を導入し、平成22年度に本格稼働したところです。本市の行政評価制度は、事務事業評価と総合振興計画の基本計画に位置付けられた施策評価という内部評価に加え、第三者機関である外部評価委員会による評価によって構成されています。行政評価制度の活用により、PDCAサイクルを確立して、施策及び事務事業の次のような観点からの見直しを継続的に行い、行政サービスの質の向上を図っていくことを目指しています。

- ◇費用対効果等の観点からの見直し
- ◇事業の量から質への転換の観点からの見直し
- ◇市民協働、国・県・民間との連携及び役割の明確化の観点からの見直し

行政評価制度を活用し、公正透明な手続きの下で事業の選択と集中を図り、効果的な行財政運営を実現していきます。

##### (2) 市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり—組織改革と人材育成

地方自治が重視される時代への流れの中、市民に最も身近な自治体である市町村は、地域が真に必要なとするものを、地域の力を活かし、その地域にふさわしい方法で実現していく仕組みを構築することが求められています。

そのためには、課題に迅速に対応できる、柔軟で機動力があり、かつ効率的な組織づくりと、専門的な知識と柔軟な発想を持ち、課題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことのできる人材の育成が必要不可欠といえます。

従来から、限られた人員を効率的に配置し、柔軟な組織体制を作ることを推進してきましたが、より多様化・専門化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、引き続き組織体制の整備を図ります。また、人事考課制度については、平成18年度から順次構築を図ってきたところですが、より効果的な制度となるよう見直しを行い、職員が新たな課題に積極的に挑戦できる環境整備を進め、時代の要請に柔軟に対応できる人材の育成に力を注ぎます。

---

\*4 サンセット方式…補助金や事務事業などに終期を設定し、終期が来たら自動的に廃止する仕組みのことです。当初設定した終期後も継続する場合は、その理由を改めて示す必要があります。本市においては、第3次行政改革の取組の一環として、平成22年度に「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」を策定し、サンセット方式により、補助金が効率的・効果的かつ適正に執行されるよう努めることとしています。

### (3) 合理的で健全な行財政運営の推進－持続可能な行財政運営

長期化・顕在化する景気の低迷や高齢者人口割合の増加は、税収の減少と扶助費などの義務的経費の増加をもたらしており、比較的健全であった本市の財政状況も厳しさを増しています。また、上下水道や橋梁等を含む公共施設の維持管理・更新、基地跡地の整備、旧暫定逆線引き地区の生活基盤整備といった課題を抱えており、その対応には、多大な経費がかかるものと予想されます。

こうした状況の中、将来にわたる安定した行政サービスの提供を行うとともに、新たな市民ニーズに的確に答えていくため、次のような視点・取組みにより、合理的で健全な行財政運営を推進していきます。

- ◇民間と連携し、より効率的・効果的な行政手法の研究及び民間誘致の研究を行う。
- ◇市民の理解を得る中で、取組優先順位の明確化による事業の取捨選択を行うとともに、公平性の観点から受益と負担の適正化を図る。
- ◇経費の節減だけでなく、収入確保の取組を進める。
- ◇まちの活力を維持・向上していくため、朝霞市の魅力を内外にアピールし、市民のまちへの愛着を深めるとともに、市外から人や企業を呼び込む。

### (4) 市民と行政をつなぐ仕組みづくり－情報公開と市民参画の推進

朝霞市では、町内会・自治会をはじめ、ボランティアとしての個人、団体・グループ、NPOなど各主体が、公共分野において活動を行っています。防災・防犯など安心安全なまちづくり、子育て・障害者・高齢者などへの福祉活動、緑地・公園・道路などの環境整備など、近年において、その活動は様々な分野へと広がりを見せています。

公共の分野は行政のみが担うのではなく、市民等と行政が、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で互いの特性や能力を活かしながら協働していくことが大切であり、朝霞市がより住みやすく魅力あるまちへと発展していくために、不可欠なことと言えます。

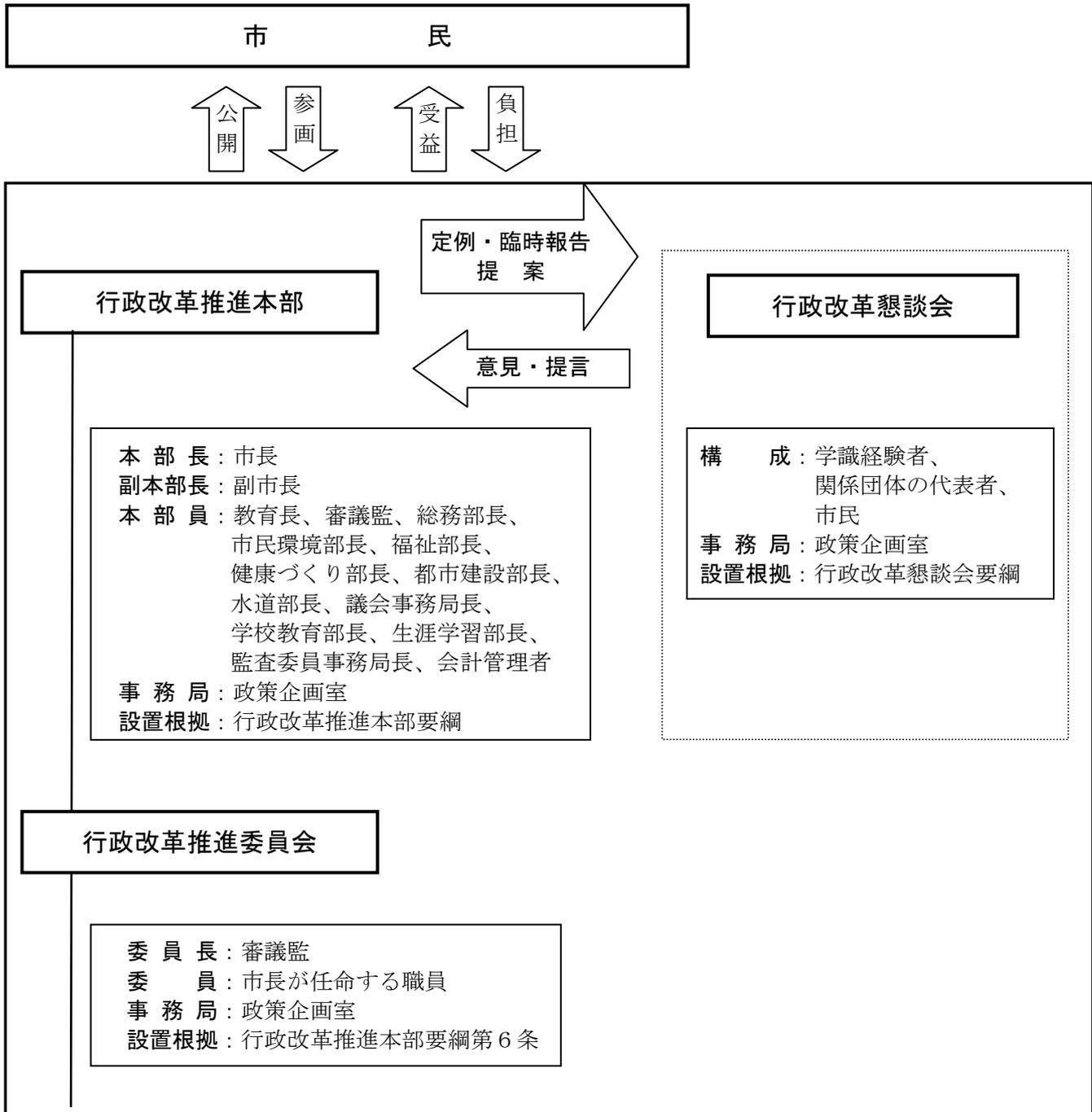
市民が主体の行政運営を実現するため、市政に関する情報を市民と共有できるよう体制の整備に努めてきたところですが、次のステップへと進むべく、市民と行政が互いにまちづくりのパートナーとして対話と議論を繰り返しながら、市民参画を推進する仕組みを構築していきます。

## 2 推進体制と進行管理

行政改革の実施に当たっては、進行状況や成果を検証可能なものとするため、具体的な目標・取組期限・主管部署を明確にした実施計画を策定します。

行政改革の実施状況は、毎年度、第三者機関である行政改革懇談会でチェックを行った上、市広報紙、ホームページなどを活用して広く市民に情報提供を行います。

第4次大綱策定後においても、国の制度の変更や状況の変化などにより計画内容の見直しが必要となった場合には、行政改革懇談会の意見を聴きながら、その都度計画内容の見直しを柔軟に行うものとします。



### 3 取組手法

取組内容により、1つの部署で推進するもの、複数の部署が集まりプロジェクトチームで推進するもの（中心となる部署を明確にする）、市民参画で行うものなど、より効果的な方法で実施するものとします。

なお、取組項目については、次の3種類に分類し、効率的に取り組んでいくこととします。

#### ①重点改革項目

迅速かつ重点的に取り組むべき性質のもの

全庁を挙げて、マネジメント機能の強化、行政システムの改革など課題の解決に当たることとします。

#### ②研究取組項目

基礎的な研究をし、将来に備えるべき性質のもの

計画期間中に成果を出すのではなく、数年から10年、20年先を見据えた将来の基礎固めに着手することとします。

#### ③事務改善項目

日常的に改善が可能な性質のもの

大綱の趣旨に沿って、事務改善報告制度を利用した所掌する事務の見直しに、職員一人ひとりが積極的に取り組むこととします。

### 4 推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## IV 主な取組項目

各取組は、本大綱策定後（平成23年度）直ちに着手します。

本大綱においては、各取組の目標年次を示すとともに、研究・検討、その結果に基づく判断、準備、実施の時期等は、平成23年度中に実施計画で定めることとします。

### （1）行政サービスの選択と集中—行政評価の活用

#### ① 重点改革項目

No.	取組項目	見直しの視点	取組の内容	目標年次
1	行政評価制度の改善と定着	内部評価である事務事業評価と施策評価に加え、第三者機関による外部評価を行い、PDCAサイクルにより、事務事業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部評価制度の拡充</li> <li>内部評価システムの改善</li> </ul>	5年間で、全95施策について外部評価を実施する。

### （2）市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり—組織改革と人材育成

#### ① 重点改革項目

No.	取組項目	見直しの視点	取組の内容	目標年次
2	組織機構の見直しと定員の適正化	国の地方自治を重視する改革と新たな住民ニーズに対応した組織機構の改編と人員の配置を目指す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの権限移譲、法令による義務付け・枠付けの見直しなどによる事務量の変化に対応する組織</li> <li>子育てや義務教育、高齢化などに対する施策の充実に対応する組織</li> <li>まちづくり・地域の活性化を進めるための組織</li> <li>収納組織の一元化</li> <li>定員管理の適正化</li> </ul>	25年度まで
3	人材育成基本方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な人材の育成</li> <li>職員研修の見直し</li> <li>人事考課制度の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性・経験を問われる業務についての計画的な人材の育成</li> <li>研修の統廃合</li> <li>人事考課の客観性の担保</li> </ul>	25年度まで

\*5 （次頁）ファシリティ・マネジメント…市が保有する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動です。厳しい財政状況の下、行政には、土地・建物などの施設（ファシリティ）を経営的資源と捉え、効率的な施設運営を図ることが求められています。

\*6 （次頁）指定管理者制度…平成15年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定されていた管理委託制度に代わり、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能になりました。本市においては、従来の公的団体に管理委託をしていた施設について、指定管理者制度に移行するか、直営施設に戻すかの選択をし、平成22年4月1日現在においては、61施設について指定管理者を指定しています。

\*7 （次頁）公設民営（DBO）方式…公共施設の設計から建設、維持管理、運営までを民間事業者が行う手法です、ただし、施設の所有権は公共側が持つため、資金調達は公共側で行います。（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）

\*8 （次頁）PFI、PPP方式…PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設の維持管理・運営と設計を、同一の民間事業者委ね、民間事業者の創意工夫を引き出そうとする考え方のことです。PPP（Public Private Partnership）とは、公共サービスについて、公共と民間事業者との協力関係をさらに進めていこうとする考え方のことです。従来の「公共が直接公共サービスを供給する仕組み」を「公共サービスの提供主体が市場の中で競争にさらされる仕組み」に転換し、最も効率よく質の高い公共サービスを提供することを目指しています。

\*9 （次頁）コンセッション方式…PPP方式の一つで、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対し、インフラ等の事業権（事業運営や開発にかかわる権利）を長期間にわたり付与する手法です。民間事業者側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、固定資産税等の税負担が生じないことなどがあります。一方、公共側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、事業継続に支障が生じた際に、円滑な対応が行いやすいことなどがあります。

### (3) 合理的で健全な行財政運営の推進－持続可能な行財政運営

#### ① 重点改革項目

No.	取組項目	見直しの視点	取組の内容	目標年次
4	ファシリティ・マネジメント <sup>*5</sup> の導入	公共施設などの公有財産の長期かつ大規模な修繕・改築需要が予測されることから将来的な財政負担の計画的な平準化など、総合的なマネジメント・システムを段階的に構築していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産関連の情報の集約</li> <li>・集約された情報の分析</li> <li>・修繕計画の作成</li> <li>・維持管理業務の統合</li> <li>・施設等の再配置などの検討</li> </ul>	26年度まで
5	指定管理者制度 <sup>*6</sup> の総合的な検証	指定管理者制度が、本来の目的どおりに十分に機能しているかどうかを検証する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の整理</li> <li>・「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」の見直し</li> </ul>	24年度まで
6	市単独の支援制度の見直し	制度の必要性和経費節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助制度</li> <li>・現物給付</li> <li>・利子補給</li> <li>・貸付制度など</li> </ul>	26年度まで
7	使用料・手数料の一般的な見直し	社会情勢に合った料金体系と徴収の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的な見直し</li> <li>・行政財産使用料</li> <li>・施設への自動販売機設置に係る収入</li> <li>・駐車場の有料化</li> </ul>	26年度まで

#### ② 研究取組項目

No.	取組項目	見直しの視点	取組の内容	目標年次
8	民間と連携した行政手法の研究	より効率的・効果的な行政手法として民間との連携や公と民とのサービスの分担に関する基本的な研究を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公設民営（DBO）方式<sup>*7</sup></li> <li>・PFI、PPP方式<sup>*8</sup></li> <li>・コンセッション方式<sup>*9</sup></li> <li>・民間委託方式</li> <li>・民間誘致</li> <li>・TQM<sup>*10</sup></li> </ul>	26年度まで
9	シティ・セールス（広報戦略）の研究と朝霞ブランド施策の充実	「朝霞ブランド」を、商品のPRや産業振興施策に留めず、「朝霞市」を広く周知するための広報戦略の核と位置付けて、研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「朝霞ブランド」の位置付けの再考</li> <li>・朝霞市に相応しいシティ・セールスの研究</li> </ul>	25年度まで

### (4) 市民と行政をつなぐ仕組みづくり－情報公開と市民参画の推進

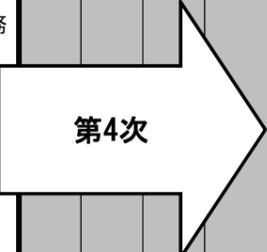
#### ① 重点改革項目

No.	取組項目	見直しの視点	取組の内容	目標年次
10	広聴制度の見直し	市政に関する意見聴取を、常時、かつ簡易な方法で実施し、意見の反映を速やかに行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政モニター登録制度</li> <li>・インターネットによる市民アンケート</li> </ul>	25年度まで
11	審議会等の見直し	公募委員の募集方法の検討をするとともに、審議会自体の「集中と選択」を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員候補者の登録制度</li> <li>・整理・統合</li> <li>・個別計画策定のルールづくり</li> </ul>	24年度まで
12	市民参画を推進するための条例等の策定	市民とともに、行政と市民との協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進市の自治基本条例・市民参加条例等<sup>*11</sup>の研究</li> <li>・市政への市民参画を推進するための基本的な姿勢を示し、具体的な市民参画の制度化について市民とともに検討する。</li> </ul>	26年度まで

\*10 TQM…TQM (Total Quality Management) とは、「顧客の満足する品質を兼ね備えた品物やサービスを適時に適切な価格で提供できるように、企業の本組織を効果的・効率的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的活動」とであると定義されています。「カイゼン（改善）」し続けるQC (Quality Control : 製造現場による品質管理活動) やTQC (Total Quality Control : 全社的な品質管理活動) と目的は同じですが、品質管理の考え方に経営的視点をプラスし、トップダウンで展開されるのが特徴です。

\*11 自治基本条例・市民参加条例…「自治体の憲法」とも呼ばれています。自立した市政運営を図るため、市民と行政の役割を明らかにし、市政運営の基本原則、また、市民参画のルールづくりや条件整備を定めた条例です。本市においては、第4次総合振興計画の基本方針として「パートナーシップによるまちづくり」を定めており、平成21年2月に市民協働指針を策定しました。条例化については、協働指針を運用する中で、検討していきます。

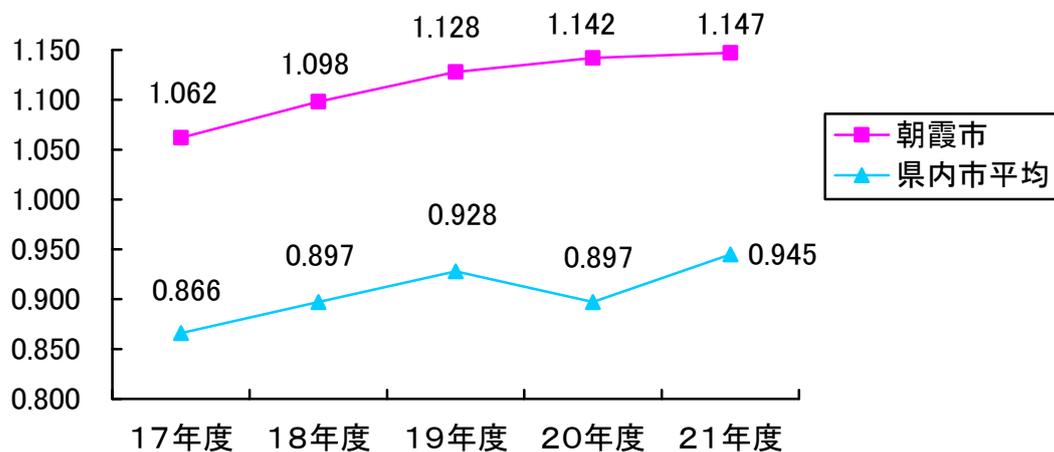
### 朝霞市における行政改革の経緯と展望

年次	第1次 (S50～S60)	第2次 (S61～H7)	第3次 (H8～H17)	第4次 (H18～H27)	
将来像	健康で明るく豊かな住みよいまちづくり	活気と潤いに満ちた住みよいまち -21世紀のふるさとづくり-	にぎわいとやすらぎのある文化のまち…朝霞	水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市基盤の整備</li> <li>市民生活の向上</li> <li>社会福祉の充実</li> <li>教育文化の振興</li> <li>産業の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市基盤の整備</li> <li>生活環境の整備</li> <li>保健・医療・福祉の充実</li> <li>教育・文化の創造</li> <li>産業の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀の豊かな暮らしを支える都市空間の創造</li> <li>安全で快適な暮らしを支える快適環境の創造</li> <li>明るく生きがいのある暮らしを支える健康・福祉の創造</li> <li>個性を生かした豊かな心を育てる教育・文化の創造</li> <li>明日の発展を支える産業の創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然と調和したゆとりある都市づくり(都市整備)</li> <li>安全で快適な生活環境づくり(生活環境)</li> <li>みんなで支え合う健やかな社会づくり(福祉・健康づくり)</li> <li>豊かな心と人間性を育む人づくり(教育・文化)</li> <li>まちの活力を生み出す産業づくり(産業振興)</li> <li>ふれあいと連帯を広げる地域づくり(交流・コミュニティ)</li> </ul>	
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行財政の運営</li> <li>国、県に対する要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の実現に向けて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想推進のために</li> </ul>	
行政改革大綱	<b>第1次 (S60～)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の見直し</li> <li>組織・機構の簡素合理化</li> <li>給与の適正化</li> <li>定員管理の適正化</li> <li>民間委託、OA化等事務改革の推進</li> </ul>		<b>第2次 (H8～)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税込確保対策の強化→徴収実績1,748万</li> <li>○ 専決権限見直し→事務処理簡素化・効率化</li> <li>○ 補助金適正化検討→効果額 (H15) 661万</li> </ul> </li> <li>時代に即応した組織・機構の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ H11機構改革</li> </ul> </li> <li>定員管理及び給与の適正化の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ H13定員適正化計画→職員数抑制</li> <li>○ 旅費見直し→削減額120万/年</li> </ul> </li> <li>効果的な行政運営と職員能力開発の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務改善制度実施</li> </ul> </li> <li>行政の情報化の推進等による行政サービスの向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己電算導入→事務の効率化</li> <li>○ 戸籍情報システムの導入→市民サービス向上</li> <li>○ 総合窓口係設置→事務の簡素化、利便性向上</li> </ul> </li> <li>会館等公共施設の設置及び管理運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主管理マニュアル作成</li> </ul> </li> </ul>	<b>第3次 (H16～)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織改革と職員の意識改革                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構改革 (H19)</li> <li>○ 開庁時間延長と土日開庁→出張所で実施</li> <li>○ 定員管理の適正化→H17～H22 (22人減)</li> <li>○ 人材育成計画の策定</li> <li>○ 人事評価システムの導入</li> <li>○ 給与の適正化→給与構造改革、特殊勤務手当見直し等</li> </ul> </li> <li>合理的で健全な行財政運営の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政評価制度の導入</li> <li>○ 調達、入札、契約制度の見直し→電子入札導入、入札契約室設置等</li> <li>○ 収納の一元管理の実施</li> <li>○ 旅費の見直し→経費の合理化</li> <li>○ 使用料・手数料の見直し→H23.4実施</li> <li>○ 補助金制度の見直し</li> </ul> </li> <li>開かれた市政の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙等の見直し→一元化</li> <li>○ 市民との協働のための制度の導入</li> <li>○ 市民活動支援担当・拠点の整備</li> </ul> </li> </ul>	
	国の動向	<p>S60.1.22 自治行第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革大綱の自主的な策定、公表                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務事業の見直し</li> <li>②組織・機構の簡素合理化</li> <li>③給与の適正化</li> <li>④定員管理の適正化</li> <li>⑤民間委託・OA化等事務改革の推進</li> <li>⑥会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化</li> <li>⑦地方議会の合理化</li> </ol> </li> </ul>	<p>H6.10.7 自治行第99号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行政改革大綱の自主的・主体的な策定、公表</li> <li>住民代表等による委員会等への進捗状況の報告等                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務事業の見直し</li> <li>②時代に即応した組織・機構の見直し</li> <li>③定員管理及び給与の適正化の推進</li> <li>④効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進</li> <li>⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上</li> <li>⑥会館等公共施設の設置及び管理運営</li> </ol> </li> </ul>	<p>H9.11.14 自治整第23号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革大綱の見直し、各年度の取組内容を具体的に示した行政改革の実施計画の策定、公表</li> <li>定員管理等の数値目標の設定と公表                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務事業の見直し</li> <li>②組織・機構の見直し</li> <li>③外郭団体の見直し</li> <li>④定員管理及び給与の適正化の推進</li> <li>⑤人材の育成・多様な人材の確保</li> <li>⑥行政の情報化等行政サービスの向上</li> <li>⑦公正の確保と透明性の向上</li> <li>⑧経費の節減合理化等財政の健全化</li> <li>⑨会館等公共施設の設置及び管理運営</li> <li>⑩公共工事のコスト縮減、入札手続きの透明性と公平性の確保</li> <li>⑪広域行政の実施体制、連携の強化</li> </ol> </li> </ul>	<p>H12.4.1 地方分権一括法施行</p>

## <平成21年度 決算に基づく指標>

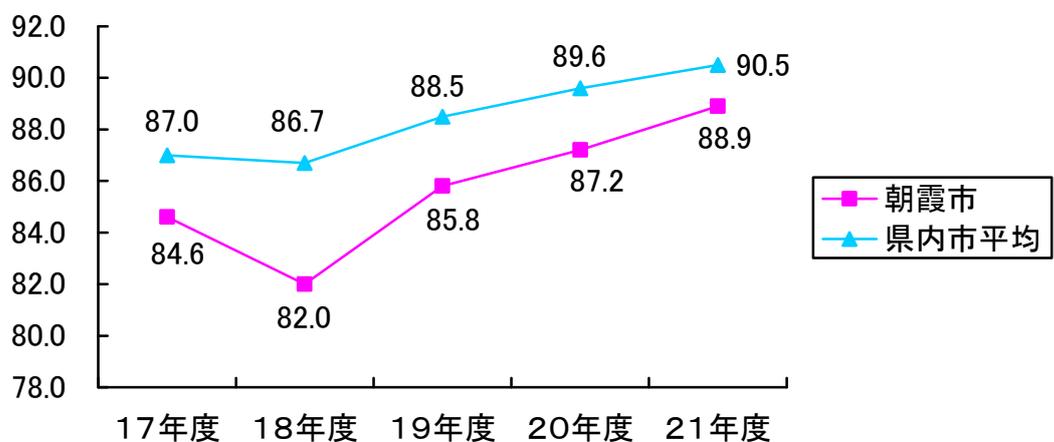
### 【財政力指数 1.147】

財政力指数は、標準的な行政活動を行うのにどれだけ自力で財源を調達できるかを表した指標です。



### 【経常収支比率 88.9%】

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費や扶助費（社会福祉のために支出されるお金）などの経常的な経費に、地方税などの経常的一般財源がどの程度充当されているかをみる指標です。



## 【健全化判断比率】

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方財政の早期の健全化を図るために定められたあらたな指標です。

実質赤字比率 「 - 」 ( 1 2 . 2 1 % )

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（一般財源の標準規模）に対する比率です。

連結実質赤字比率 「 - 」 ( 1 7 . 2 1 % )

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率 4 . 1 % ( 2 5 . 0 % )

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の償還金等の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率 4 9 . 1 % ( 3 5 0 . 0 % )

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

〔参考〕（ ）内の数値は朝霞市の早期健全化基準を表しています。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表記しています。

## 第4次行政改革大綱の策定経過

年月日	会議名等	審議の概要等
H22. 8. 25	行政改革推進本部	第4次行政改革大綱策定方針の決定
9. 22	第1回行政改革推進委員会	第3次の総括、第4次策定方針
10. 14	第2回行政改革推進委員会	第4次の課題
11. 9	第3回行政改革推進委員会	大綱案
11. 17	第4回行政改革推進委員会	大綱案
11. 22	第1回行政改革懇談会	大綱案
12. 22	第2回行政改革懇談会	大綱案
12. 27	第3回行政改革懇談会	大綱案
H23. 1. 19	第4回行政改革懇談会	大綱案
2. 1	第5回行政改革懇談会	大綱案
2. 15	行政改革推進本部	大綱案
2. 18 ～ 3. 31	パブリック・コメント	市民2人から提出
2. 21 ～ 3. 4	庁内パブリックコメント	市職員3人から提出
4. 22	市議会全員協議会	大綱案の説明
5. 13	第1回行政改革懇談会	行政改革大綱案の決定（提言）
5. 23	行政改革推進本部	行政改革大綱の決定

## 朝霞市行政改革懇談会委員名簿

◎会長、○副会長

選出枠	人数	委員名	備考
第1号 学識経 験を有する者	4人	青木 淳子	埼玉りそな産業協力財団主任 研究員
		◎石川 久	淑徳大学教授
		栗山 昇	司法書士
		長野 基	跡見学園女子大学講師
第2号 市内関 係団体の代表者 等	3人	○鈴木 龍久	朝霞市商工会副会長
		關野 武男	朝霞市施設管理公社理事長
		高橋 茂夫	朝霞市体育協会理事長
第3号 公募に よる市民	3人	岩垣 清文	市民
		榎本 賀匡	市民
		高木 宗明	市民

平成22年11月22日委嘱時現在

## 用語解説

### あ

#### ○朝霞ブランド（11ページ）

昨今、全国的に「地域ブランド化」への取組が本格化しています。地域ブランド化とは、地域の特産品やサービスなどをブランドとして認定し、イメージを高めることで、地域の活性化につなげ、地域の魅力を外部へと発信する取組です。

本市においては、朝霞の風土、歴史、素材などを活かしたアイデアあふれる商品や製法、品質、機能などの商品特性に優れ、朝霞市をアピールできる商品を「朝霞ブランド」として認定しています。市民一人ひとりが自信と誇りを持てる朝霞ブランドを市の内外に発信し、地域の活性化を図ることを目的としています。

平成23年3月現在、18品目を認定しています。

#### ○アダプト制度（5ページ）

公共施設の一部の区域・空間を「養子」とみなして、市民等が「里親」となり、「養子」となった部分について責任をもって保守管理していく制度です。

本市では、岡、根岸台、宮戸地区等の斜面林の保全や、公園の整備を進めており、これらの緑地や市内の身近な公園を管理していただける団体を募集しています。

### か

#### ○貸付制度（11ページ）

市と金融機関等が協力して、公的資金を貸し出す制度です。

（具体例）

- 勤労者住宅資金貸付制度…市内に現在居住している、又はこれから居住しようとする勤労者が市内に住宅の新築、購入、増改築及び土地を購入する際に不足する資金を市と金融機関が協力して貸し付けるものです。
- 入学準備金貸付制度…市民に等しく教育を受ける機会を与えることを目的とし、高等学校及び大学に入学を希望する方の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、入学準備金を貸し付けるものです。

#### ○義務付け・枠付け（10ページ）

国が法令で自治体の事務を縛ることをいいます。地方主権の推進のために、国や都道府県等による「義務付け・枠付け」について、見直しが図られています。

「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含まれます。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいいます。

（具体例）

- 保育所の入所基準の見直し…〔現状〕児童の保育に欠ける要件（昼間労働が常態、妊娠中、常時介護等）を国が規定しています。（厚生労働省）
- 道路、公園等のバリアフリー化構造基準の条例化への委任…〔現状〕公園における通路の幅180cm以上、勾配5%以下等、国が基準を規定しています。（国土交通省）

#### ○キャッシュフロー計算書（4ページ）

キャッシュ（お金）＋フロー（流れ）のとおりに、資金の流れを表す計算書類の一つです。本市では、平成21年度分から財務書類4表を作成しています。

- 財務書類4表…貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

## ○行政財産使用料（11ページ）

「行政財産」とは、市が行政上の目的のために所有している建物や土地などのことです。これは、市庁舎や保健センターのように市がその事務や事業に直接使用する「公有財産」と、学校や図書館、公園、道路のように市民が使用する「公共用財産」とに分類されます。それらの行政財産を使用（または占用）する際に、「朝霞市行政財産の使用料に関する条例」に基づき、使用料を納めていただいています。

（具体例）

- 公衆電話ボックス（1,400円/基・年）
- 軽食・喫茶室（建物の適切な価格に1,000分の6を乗じて得た額＋土地の適切な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額）※市庁舎、産業文化センターなど

## ○権限移譲（10ページ）

県から市町村への権限移譲とは、現在県が担っている事務処理の権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすることです。埼玉県では、住民に身近な事務については、市町村の自主的な判断と責任において決定できるよう、積極的に市町村への権限移譲を進めています。

その意義としては、より多くの事務処理権限の移譲を受けている市町村は、自己決定の度合いが高まるため、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や、地域の特色を活かした市政運営の展開が可能となることなどがあげられます。

（具体例）

- 屋外広告物の許可及び違反是正指導事務（平成14年度～）
- 商工会の設置認可等（平成15年度～）

## ○現物給付（11ページ）

社会保障給付の一つで、金銭以外の方法で提供されるものをいいます。

（具体例）

- こども医療費…医療機関受診の際、健康保険証等とこども医療費受給資格証を提示すると、医療費の窓口払いの必要がなくなります。
- 紙おむつの支給…在宅介護の寝たきり等の高齢者の方に、希望する種類の紙おむつの支給を行っています。

## ○公設民営（DBO）方式（11ページ）

（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）

公共施設の設計から建設、維持管理、運営までを民間事業者が行う手法です。ただし、施設の所有権は公共側が持つため、資金調達は公共側で行います。

（具体例）

- （仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業
- ふじみ新ごみ処理施設整備・運営事業（三鷹市）

※本市においては、DBO方式は未導入ですが、公設民営の一例として、市が設置した保育園について、民間事業者運営を委託しています。

（具体例）

- 宮戸保育園…本市初の公設民営園として、平成16年4月に開園しました。
- 仲町保育園…平成19年10月に開園しました。

## ○コンセッション方式（11ページ）

PPP方式の一つで、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対し、インフラ等の事業権（事業運営や開発にかかわる権利）を長期間にわたり付与する手法です。

民間事業者側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、固定資産税等の税負担が生じないことなどがあります。

一方、公共側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、事業継続に支障が生じた際に、円滑な対応が行いやすいことなどがあります。

なお、本市においてはコンセッション方式は未導入です。

（具体例）

- 上下水道、電力、ガス等の供給
- 施設の建設・維持管理・運営、公共サービスの提供

## お

### ○サンセット方式（6ページ）

補助金や事務事業などに終期を設定し、終期が来たら自動的に廃止する仕組みのことです。当初設定した終期後も継続する場合は、その理由を改めて示す必要があります。

本市においては、第3次行政改革の取組の一環として、平成22年度に「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」を策定し、サンセット方式により、補助金が効率的・効果的かつ適正に執行されるよう努めることとしています。

### ○自治基本条例・市民参加条例（11ページ）

「自治体の憲法」とも呼ばれています。自立した市政運営を図るため、市民と行政の役割を明らかにし、市政運営の基本原則、また、市民参画のルールづくりや条件整備を定めた条例です。

本市においては、第4次総合振興計画の基本方針として「パートナーシップによるまちづくり」を定めており、平成21年2月に市民協働指針を策定しました。条例化については、協働指針を運用する中で、検討していきます。

### ○指定管理者制度（11ページ）

平成15年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定されていた管理委託制度に代わり、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能になりました。

本市においては、従来の公的団体に管理委託をしていた施設について、指定管理者制度に移行するか、直営施設に戻すかの選択をし、平成22年4月1日現在においては、61施設について指定管理者を指定しています。

### ○人材育成基本方針（3、10ページ）

すべての職員が「行政サービスマンへの意識改革」を図り、より優れた人材となることを目指すため、長期的視点から人材育成の目的、方策等を明確にするために平成17年12月に策定しました。目指すべき職員像として「①信頼される職員」「②プロ意識をもつ職員」「③挑戦する職員」を掲げています。

### ○人事考課（3、5、6、10ページ）

人材育成基本方針で定めた目指すべき職員像の実現のために、平成20年度から人事考課（人事評価）制度を導入しています。

段階的に導入を進めているところですが、現在は考課結果の給与への反映を行う対象を係長級以上の職員としています。これらの職員の平成22年度の考課結果を、平成23年4月の昇給に反映させることとしています。

（考課結果の活用・反映）

- ①職務遂行能力を高めるなどの人材育成及び業務達成度の確認に考課事務及び考課結果を活用する
- ②昇任、配置換えなど、人事異動に考課結果を活用する
- ③給料、勤勉手当等の給与処遇面に考課結果を反映させる

## た

### ○TQM（11ページ）

TQM（Total Quality Management）とは、「顧客の満足する品質を兼ね備えた品物やサービスを適時に適切な価格で提供できるように、企業的全組織を効果的・効率的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的活動」と定義されています。「カイゼン（改善）」し続けるQC（Quality Control：製造現場による品質管理活動）やTQC（Total Quality Control：全社的な品質管理活動）と目的は同じですが、品質管理の考え方に経営的視点をプラスし、トップダウンで展開されるのが特徴です。

# は

## OPFI、PPP方式（11ページ）

PFI (*Private Finance Initiative*) とは、公共施設の維持管理・運営と設計を、同一の民間事業者に委ね、民間事業者の創意工夫を引き出そうとする考え方のことです。

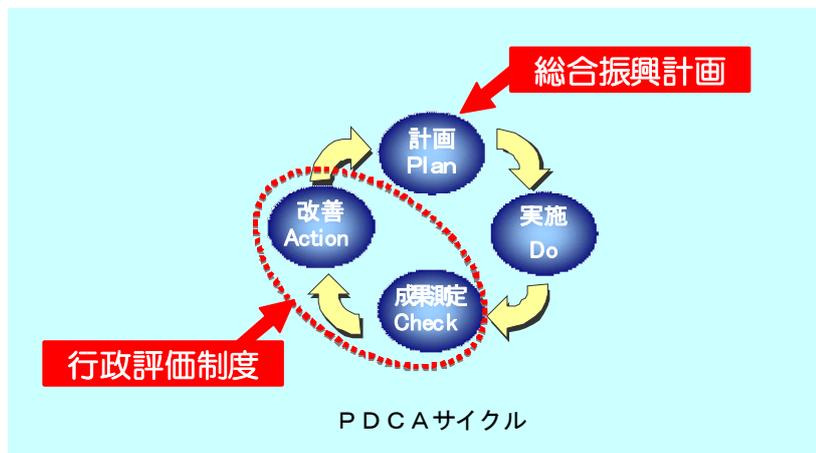
PPP (*Public Private Partnership*) とは、公共サービスについて、公共と民間事業者との協力関係をさらに進めていこうとする考え方のことです。従来の「公共が直接公共サービスを供給する仕組み」を「公共サービスの提供主体が市場の中で競争にさらされる仕組み」に転換し、最も効率良く質の高い公共サービスを提供することを目指しています。

PPP を実現することにより、産業の振興、雇用の創出、行政コストの削減、公共サービス水準の向上など、さまざまな効果が期待できるとされています。

## OPDCAサイクル（4、6、10ページ）

PDCA (*Plan・Do・Check・Action*) とは、それぞれ、計画・実施・点検・改善を表し、業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法のことです。

本市では、行政評価制度を導入しており、毎年度の成果測定 (*Check*) と改善 (*Action*) の機能を担わせ、総合振興計画 (*Plan*) と行政評価制度 (*Check&Action*) を両輪として、PDCA サイクルを構築しています。



## OFacility Management（11ページ）

市が保有する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動です。

厳しい財政状況の下、行政には、土地・建物などの施設（ファシリティ）を経営的資源と捉え、効率的な施設運営を図ることが求められています。

FMの先進自治体である千葉県佐倉市においては、「資産管理経営室」を設置し、次の取組を行っています。（一部抜粋）

- ファシリティ情報の一元化…ファシリティ情報をデータベース化（保全情報システム）し、「見える化」を図る。
- 土地の利活用の促進…インターネットを活用し、不要資産（不動産・動産問わず）の売却を行う。
- 施設評価の実施…既存施設の規模の適正化や計画的な維持保全を図るため、多角的な視点から分析・評価を行う。
- 施設の利活用の促進…既成概念にこだわることなく、より現実的なニーズへの対応や機能性向上を図ることを目的に、設計提案を行う。また、本庁敷地の多くの面積を占める庁用自動車の総量削減を計画的に行う。
- 維持保全業務の適正化…所管部課ごとに予算化されている修繕費等を集約し、計画的、効率的な施設保全を行う。また、日常の点検・維持方法や応急的な修繕等について、維持管理マニュアルを作成する。
- 光熱水費の削減…職員自らが省エネルギー改善に取り組む（インハウスエコ事業）。また、市有施設についてESCO事業の導入を図る。  
※ESCO (*Energy Service Company*) とは、施設の省エネルギー改修にかかる経費を光熱水費の削減で賄う事業のこと
- 職員の意識改革の推進

### ○利子補給（11ページ）

低利または無利子で融資を行うことを可能にさせるため、市が金融機関に給付する、広い意味での補助金です。

- **起業家育成資金融資制度**…市内において新たに事業を開始しようとする方、事業を開始して間もない方などに対して必要な事業資金の融資あっせんを行っています。年2.0%の利率を100%補助しています。
- **中小企業者向け融資制度**…市内中小企業者が経営の安定化を図るうえで必要な事業資金について、市と金融機関、埼玉県信用保証協会が協力して、事業資金の融資を行っています。年1.75%の利率を75%補助しています（平成22年12月現在）。